別表（第２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 【個人】補助率・上限 | 【区・捕獲隊・生産組合】補助率・上限 |
| 電気柵 | 設置、材料購入経費の２／３以内（上限10万円） | 被害防除対策費用全額（上限70万円、うち緩衝帯整備は上限40万円） |
| 防護ネット | 設置、材料購入経費の１／２以内（上限５万円） |
| 緩衝帯整備※10ａ当り４万円以内 | 刈り払い等に係る経費の１／２以内（上限５万円） |
| 爆音機他、鳥獣対策に有効と認められるもの※機器の場合、購入額又は合計が３万円以上 | 設置、材料購入経費の１／２以内（上限５万円） |

備考

１．設置箇所は只見町内で、現に鳥獣から農作物被害を受け、又は鳥獣から被害を受ける恐れのある場所とする。

２．補助対象者の個人とは、設置する個人とし、区とは、町内27区分の集落とし、捕獲隊とは、只見町有害狩猟鳥獣捕獲隊（只見地区、朝日地区及び明和地区の各分隊の区分）とし、生産組合とは、町の重点振興作物を栽培する生産組合等とし、町長が認めた者（町税等の滞納がないことなど）とする。

３．当該年度に上限の金額に達するまで申請は可能とする。ただし、区、捕獲隊及び生産組合は、全事業合せて70万円までとする。なお、捕獲隊は、わななどの鳥獣の捕獲に係るものに限る。また、同一場所における侵入を防護する機材の設置については、この事業により設置した機材購入日の翌年度初日から起算して５年間は同じ機材の申請は出来ないこととし、電気柵と防護ネットの設置も出来ないこととする。

４．区、捕獲隊及び生産組合からの申請には、別途、申請事業に係る維持管理方法、冬季時の保管方法などをとりまとめた管理運用方針を提出しなければならない。

５．電気柵以外の柵の設置は、防護ネットと同様の補助とする。

６．緩衝帯整備とは、耕作地に隣接する森林の下刈りや耕作放棄地などのやぶの草刈りにより環境を整備するものとし、その経費は、下刈り等にかかる委託料、草刈り機本体以外の消耗品の購入費、燃料費とする。この事業または同種の補助事業により実施した箇所については、翌年度初日から起算して２年間は申請できないものとする。

７．補助額は1,000円未満切り捨て。（全額補助の場合を除く。）